

令和6年8月26日

介護予防型通所サービス事業所 管理者 様

川西市 福祉部 介護保険課長

令和6年度介護報酬改定における通所型サービスの運動器機能向上加算廃止に伴う
運動器機能向上サービスの考え方について

平素は、本市の介護保険事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、みだしのことにつきまして、複数の事業所からお問い合わせをいただいていることから下記のとおり整理しましたので、内容をご確認いただき適切に運用していただきますようお願いいたします。

記

1. お問い合わせの内容について

従前の運動器機能向上加算の算定要件とされていた「運動器機能向上計画の作成」等については引き続き実施する必要があるのか。

2. 運動器機能向上サービスの考え方について

令和6年度介護報酬改定により、通所型サービスにおける「運動器機能向上加算」が廃止されるとともに、新たに「運動器機能向上サービス」として実施に係る費用が基本報酬に包括評価されています。

運動器機能向上サービスの実施にあたっては、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うようにしてください。

(参考) 介護保険最新情報 Vol.1222「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について) の9ページの「3 (1) 通所型サービスの意義について」

3. 基本報酬の算定に係る留意事項について

基本報酬に運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されたことに伴い、本市では従前の運動器機能向上加算の算定要件とされていた「運動器機能向上計画の作成」、「運動器機能向上サービスの実施に係るモニタリング」及び「体力測定及び評価の個別実施」は不要とします。

ただし、「指定相当通所型サービスの具体的取扱方針」に基づき、通所型サービス計画において運動器機能向上サービスが実施されていることが分かるように記載してください。

また、サービス内容については、通所型サービス計画の内容の一つとして実施状況の評価及びモニタリングを行うこととし、体力測定については、評価やモニタリングを行う上で必要に応じて実施してください。

(参考) 介護保険最新情報 Vol.1221 (介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について) の9ページの「(2) 指定相当通所型サービスの具体的取扱方針」

(お問い合わせ先)

川西市福祉部介護保険課 適正化担当 (天満、上田、新家)

電 話：072-740-1149 メール：kawa0182@city.kawanishi.lg.jp